

参議院議員 大島九州男 殿

(回答)

「施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について(回答)」(平成15年9月9日付け医政医発第0909001号)にあるとおり、柔道整復師が、柔道整復の業務の中で、検査自体に人体に対する危険性がなく、かつ柔道整復の施術に関わる判断の参考とするため、超音波検査を行うことは、差し支えないと解しています。

平成22年11月10日

厚生労働省医政局医事課指導係 藤本

TEL